

(1) 消費者や実需者に信頼される安全・安心対策に努めます！！

1) 農薬の適正使用と「ポジティブリスト制度」の遵守

【現状と課題】

平成18年に「食品衛生法」が改正され、「ポジティブリスト制度」が導入されて5年が経過しましたが、国内では、依然として出荷された農産物から残留農薬が検出されるなどの事例が発生しています。

食品衛生法に基づく残留農薬基準は、それぞれの食品に対し、農薬ごとに設定されており、基準のないものは一律の基準として0.01ppm(1億分の1g)以下と設定されています。この基準は、農産物の生産段階において、農薬を適正に使用することで問題なくクリアできるレベルとなっていますが、万が一、残留農薬が検出されれば、長年かけて築き上げてきた安全・安心な農産物の産地としての信頼を崩壊させることにつながります。

農薬を使用する場合には、農薬に貼付されたラベルにより、適用農作物、適用病虫害雑草名・使用目的、希釈倍数・散布液量、使用時期及び総使用回数を遵守することが不可欠です。

また、散布する作物以外に農薬がかからないよう細心の注意を払うことや飛散しにくい粒剤型を選ぶこと、決められた農薬の散布方法を守ること、使用する散布器具に農薬が残らないよう確認すること、生産履歴管理記録簿に記帳すること、無登録の農薬を使用しないこと、有効期限切れの農薬を使用しないことなども重要で、使用する作物のことだけでなく、周辺で栽培されている作物への飛散防止にも配慮するなど、あらゆる面からの注意が必要となっています。

安全で信頼される農産物の生産には、農薬の適正使用についてのより厳格な対応が求められています。

【展開する施策】

県、農業改良普及センター及びJAには、最新の情報を取り扱う「ポジティブリスト制度相談窓口」が設置されています。本市においてもこれらの関係機関との連携を図りながら、最新の情報をより判りやすく発信し、この「ポジティブリスト制度」の周知徹底に努めます。

- 関係機関と連携し、農薬の適正使用やポジティブリスト制度の啓発に努めます。
- 農政推進委員会や各生産者部会などの開催時に、啓発チラシの配布や、研修会を開催します。

2) 「食品のトレーサビリティ」への取組の推進

【現状と課題】

牛肉や米・米加工品については、「牛肉トレーサビリティ法」(平成16年12月)、「米トレーサビリティ法」(平成23年7月)の施行により、食品のトレーサビリティ*への取組が義務化されています

が、消費者に信頼される安全・安心な産地として発展していくためには、全ての品目において全ての生産者が取り組んでいく必要があります。

現在、JAの各生産者部会や市場出荷者への研修会を通じ、生産管理記録簿に生産管理及び病害虫防除状況を記入し、生産履歴の提供ができるよう指導を行っていますが、今後とも生産者によるトレーサビリティへの取組を徹底していく必要があります。

さらに、近年では、食品安全に加え、環境保全、労働安全など幅広い分野を対象としたGAP(農業生産工程管理)*への取組も行われてきています。GAPについても、現在、JAの各生産者部会において推進が図られていますが、今後ともその取組を拡充していく必要があります。

【5年後の目標】

農業生産工程管理（GAP）への取組品目数

(平成22年度) 13品目 ⇒ (平成28年度) 22品目

【展開する施策】

消費者に対し安全・安心な生産物を安定的に供給できる産地としてアピールできるよう、関係機関一体となり、トレーサビリティへの取組を徹底するとともにGAPへの取組も推進します。

- トレーサビリティの徹底を図ります。
- GAPを啓発します。
- GAP研修会を開催します。
- GAPへの取組品目を拡充します。



米トレーサビリティによる表示

* 食品のトレーサビリティ

農産物や加工商品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。個々の生産者や事業者が取扱う生産物や商品(食品)について、生産履歴や流通経路に関する記録を作成・保存することによって、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な対応(回収等)が可能となる。

* GAP(農業生産工程管理)

Good Agricultural Practice の略で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。これに多くの農業者や産地が取り組むことにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待できる。

3) 環境保全型農業の推進

【現状と課題】

地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境に優しく、保全効果の高い営農活動の重要性が高まっています。こうした営農活動に取り組むエコファーマー*や、生産される有機農産物*は、環境への負荷を低減するだけでなく、消費者に対して「安全・安心」を与えてくれます。

【5年後の目標】

エコファーマー数			
(平成 22 年度)	196 人	⇒	(平成 28 年度) 225 人
環境保全型農業取組者数			
(平成 22 年度)	0 人	⇒	(平成 28 年度) 18 人

【展開する施策】

環境への負担低減による持続的な農業生産の発展や、安全で信頼のあるみやぎきの農産物を消費者へ届けるために、環境保全型農業を推進します。

- エコファーマーの認定拡大の取組を支援します。
- 環境保全型農業への取組*を支援します。
- 化学肥料や農薬の使用量を低減する技術の導入を推進します。
- GAPへの取組を推進します。

*エコファーマー
都道府県から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者の愛称。
*有機農産物
「化学的に合成された肥料及び農薬を避けることを基本として、播種または植付け前２年以上（多年生作物にあつては、最初の収穫前３年間）の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物」と定義されている。農産物に「有機」・「オーガニック」などの表示を行う場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）に基づき、農林水産省の登録を受けた第三者機関（登録認定機関）の認定を受ける必要がある。
*環境保全型農業への取組
国の環境保全型農業直接支援対策の支援対策を活用した取組で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い次の取組。 ① 化学肥料、化学合成農薬の５割低減の取組とカバークロップ*の取組を組み合わせた取組 ② 化学肥料、化学合成農薬の５割低減の取組とリビングマルチ*や草生栽培*を組み合わせた取組 ③ 化学肥料、化学合成農薬の５割低減の取組と冬期湛水管理*を組み合わせた取組 ④ 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組） *カバークロップ・・・緑肥等を作付けする取組。 *リビングマルチ・・・作物の畝間に麦類や牧草を作付けする取組。 *草生栽培・・・５割低減を行う園地に麦類や牧草を作付けする取組。 *冬期湛水管理・・・冬期間に水田に水を張る取組。

（２）品目ごとと用途ごとの販売戦略を検討していきます！！

【現状と課題】

現在、本市で生産される農林水産物は、JAや宮崎市中心卸売市場へ出荷され、県内外の市場を通じて量販店やスーパーへ供給される流通が主体となっています。

しかしながら、「食」に対する消費者ニーズは多様化しており、これからは、従来からの流通ルートに加え、食品メーカーやコンビニエンスストア、外食産業、直売所などの食品関連産業や販売施設からの様々な需要に対応できる新たな流通ルートや販売戦略について検討していく必要があります。



直売所における販売状況

【展開する施策】

食品関連産業や販売施設のニーズを的確に捉え、コストを抑えた新たな流通ルートについて検討を行うとともに機能性成分や安全性を重視した栽培技術の確立、付加価値を高めるための加工商品の開発などについて、品目ごとと用途ごとに検討し、新たな販売戦略を展開していきます。また、国内での流通に加え、海外への輸出についても検討します。

- 食品関連産業や販売施設におけるニーズの把握に努めます。
- 新たな流通ルートを検討し、試験し、確立させます。
- 新たな加工商品や用途に応じた栽培技術を検討し、試験し、導入していきます。
- 海外輸出の可能性を検討し、試験的に実施し、本格実施につなげます。

（３）畑作物の生産振興を図ります！！

【現状と課題】

畑作物の生産は、夏作としては、葉たばこ、さといも、かんしょ等、冬作としては、漬物大根、千切大根等の加工用野菜や青果大根が主流となって栽培されています。

これらの品目は、農業従事者の高齢化による担い手不足に加え、加工・業務用を中心とした輸入野菜の増加や、消費者の生活スタイルの変化に伴う消費量の減少、さらには、生産が気象条件により大きく左右され、収量、価格とも安定せず、農業所得が上がらないことが原因で、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

特に、葉たばこについては、たばこ税増税や健康志向の高まりから消費が低迷しており、平成23年8月には、7年ぶりに大規模な廃作募集が行われ、全体作付面積の4分の1程度が廃作見込みとなっています。

今後は、喫緊の課題である葉たばこの廃作に伴う品目転換や休耕地の有効活用のほか、生産農家の高齢化対策や安全・安心な農産物の生産や省力化・安定生産技術を確立し普及を図っていくことが課題となっています。



田野地区の畑作物の状況

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指して、生産コストの低減や、経営規模拡大を促進します。また、葉たばこの廃作に伴う露地野菜への品目転換や、需要の伸びが期待できる加工・業務用野菜への対応など、積極的に畑作物の生産振興を図ります。

- 実証展示圃を活用して新たな推進品目の検討や生産技術の確立に努めます。
- 減農薬栽培の取組を推進します。
- 省力化・安定生産技術の確立を図り普及に努めます。
- さといも、しょうが、にんじん等の根菜類や千切大根等の加工・業務用野菜を中心とした計画的な生産への取組を支援します。
- 畑作物における農作業受託組織の育成を図ります。
- 共同利用機械の導入を支援します。

(4) 特色を活かした農畜産物の生産振興を行います！！

1) 普通作物・工芸作物・飼料作物

①米

【現状と課題】

ア) 主食用米

本市の主食用米の生産は、コシヒカリを中心とした早期水稻が約8割を占め、普通期水稻では、ヒノヒカリが主流となっています。近年では、米粉の加工品に関心が高まってきてはいるものの、消費者の米離れは一段と進んでおり、供給過剰による米価の低迷が続いています。

そのような中、宮崎中央農業協同組合宮崎支店管内では「うまい米づくり研究部会」が中心となり、減農薬・減化学肥料で栽培する特別栽培米や、市内のソフトバンクホークスキャンプ地周辺に栽培するホークスブレッジ米など、本市の特色を活かした「うまい米」の生産に取り組んでいます。

また、地球温暖化などの環境変化に適応した、新耐性品種や食味の良い品種の研究も進んでおり、平成23年秋には新品種「おてんとそだち」がデビューしました。

イ) 新規需要米等

米は、主食用のみならず、他にも多様な用途に利用されています。パン・麺等の用途に使う米粉用米、豚や鶏の餌になる飼料用米、牛の餌になるWC S用稲などが代表的で、これらは「新規需要米」と呼ばれます。

また、お酒や味噌、お菓子の原料となる加工用としても使われます。現在、用途に応じた品種が開発されていますが、これらの作付けを増やすために、販売ルートの掘り起こしが必要となっています。



米粉を使用したケーキ

【5年後の目標】

米の生産面積			
(平成22年度)	3,524.5ha	⇒	(平成28年度) 3,800.0ha
主食用米の生産面積			
(平成22年度)	3,093.4ha	⇒	(平成28年度) 2,938.7ha
新規需要米等の生産面積			
(平成22年度)	431.1ha	⇒	(平成28年度) 861.3ha

【展開する施策】

ア) 主食用米

米の消費量は減少傾向となることが予想され、主食用米の作付面積は年々減少すると考えられますが、需要バランスの取れた生産・供給体制を継続するとともに、消費者嗜好や市場動向に即した「食味の良い、高品質な売れる米づくり」を推進します。

イ) 新規需要米等

国の対策（現行の農業者戸別所得補償制度）を活用しながら、水田をフル活用した新規需要米や加工用米の生産に取り組んでいきます。また、各関係機関と連携し、需要の拡大や生産者へ販売につながる情報を提供します。

- 生産調整を達成するための取組を実施します。
- うまい米づくり研究部会の活動を支援します。
- 米トレーサビリティー法に基づく出荷・販売記録の記帳を徹底し、「安全・安心」な米の流通に努めます。
- 新規需要米等の生産拡大を支援します。

【モデル事例】

宮崎中央農業協同組合宮崎支店 うまい米づくり研究部会

うまい米づくりの研究及び米生産拡大を図り、米作農家の経営安定と所得の向上を目指しています。

栽培技術研修、優良品種の導入と生産資材、安全な農作業に関する事業を実施しています。



部会員による新米試食会

②茶

【現状と課題】

茶については、時代の変化により、若年層を中心に急須でいれたお茶が飲まれなくなってきたことから、リーフ茶の需要が減少しています。また、中国茶の輸入増加やペットボトル茶の消費の減少により、茶の販売価格が低下し、厳しい状況となっています。

これまで、生産組織の育成や奨励品種への新・改植に対する支援などに取り組んできましたが、今後は、茶の消費拡大や高品質の茶葉の生産を推進し、販売単価を上昇させていくことが課題となっています。

【5年後の目標】

県推奨品種栽培面積

(平成 22 年度) 25.1ha ⇒ (平成 28 年度) 30.5ha

【重点推進地区】

生目地区、田野地区、高岡地区、清武地区

【展開する施策】

県の奨励品種の新植・改植を積極的に推進し、生産者の所得向上を図るとともに、収入減によるセーフティーネットの充実や降灰など自然災害情報の共有化など農家経営の安定に努めます。

また、みやざきお茶まつりへの参加、お茶の葉を使った料理教室やお茶のいれ方教室の開催など、みやざき茶のPR・消費拡大に関する活動を推進していきます。



青年部による新茶のPR

- 県推奨品種の新改植を推進します。
- 各種イベントにおける茶のPR活動や消費拡大に積極的に取り組みます。
- 防災メール等の活用による自然災害等の情報を共有化し、被害防止に努めます。
- 自然災害等によるセーフティーネットの充実に努めます。

③葉たばこ

【現状と課題】

葉たばこの生産については、台風、長雨、日照不足、渇水、高温・低温等の異常気象の影響により、ここ数年、品質・収量とも低下し、農家所得が不安定な状況が続いており、年々、生産面積、生産額ともに減少傾向にあるなど、依然として厳しい状況となっています。

また、健康増進法の施行に伴う、健康志向が高まりから喫煙者が減少し、国内産のたばこの需要と供給のバランスが崩れてきています。

このような中、日本たばこ産業株式会社(JT)は、平成23年8月に、葉たばこの生産を取り止める農家に対して廃作協力金を支払うことを決定し、7年ぶりに廃作募集を行いました。これを受け、本市の葉たばこ生産は、農家戸数で、約3割が、栽培面積では、4分の1が廃作の見込みとなっています。

これまで、生産組織の活動支援、黄斑えそ病対策などの助成に取り組んできましたが、今後とも、品質向上や収量確保のため、生産農家やJT、耕作組合などの関係機関が協力して、土づくりや栽培技術を確立していくことが喫緊の課題となっています。

【5年後の目標】

葉たばこAタイプ*比率

(平成 22 年度) 57% ⇒ (平成 28 年度) 70%

【展開する施策】

生産者の所得の向上を図るために、高品質化や収量の安定確保のための取組や各たばこ耕作振興会の組織強化のための助成を行うとともに、病虫害対策についての啓発を行います。

- 関係機関と連携して土づくりや排水対策等による気候変動に対応した栽培技術の確立に取り組めます。
- 耕種的防除を基本とした、重要病害の発生の抑制に取り組めます。
- 黄斑えそ病の防疫対策についての啓発を行います。
- 生産組織強化に向けての支援を行います。



たばこ品種試験 (F70)

*葉たばこAタイプ

日本たばこ産業株式会社(JT)は、収穫・乾燥された葉たばこの品質を総合的に判断し、外観による評価を行い、A、B、Cの3段階に分けている。Aタイプとは、正常葉のことで高品質の葉たばこのことを表す。

④麦・大豆・そば・なたね

【現状と課題】

平成 23 年度から本格実施された「農業者戸別所得補償制度」において、麦・大豆・そば・なたねは飼料作物・加工用米などと合わせて戦略作物として位置付けられました。

本市においては、これらの作物は、水田の転作作物として多く栽培されていますが、麦は春の長雨、大豆は夏から秋にかけての台風の影響など、本市特有の気象条件により、収量・品質とも安定せず、収益性も向上が望めない状況にあります。

また、そばについても、気象災害の影響を受けやすく、価格も安定しないことなどから、自家用としての栽培やそば専門店との契約栽培、地域おこしの特産物としての栽培が主となっています。さらに、なたねは、景観作物としてだけではなく、食用油の原料や代替エネルギーのひとつとしても期待されています。



そばの花畑

【展開する施策】

県やJAなどの関係機関と連携しながら、各作物ごとに、作付適期、栽培適地、適合優良品種の選定や有効な病虫害防除方法などを総括した栽培体系を確立し、品質の向上を図ります。

農業者戸別所得補償制度の広報・周知に努め、同制度の活用により、作付面積の拡大を図ります。

○ 麦

- ・生産者の組織化や水稻と組み合わせた水田の高度利用と稲作機械の有効活用を推進します。
- ・関係機関との連携による栽培技術の普及と優良品種の選定・導入を推進します。

○ 大豆

- ・豆腐・味噌製造業者等の需要者との連携による契約栽培の拡大を推進します。
- ・気象条件や土壌条件に応じた耕起・播種などの栽培技術の確立による高品質・安定生産を推進します。

○ そば

- ・省力・短期作物の長所を活かして、早期水稻又は飼料用稲との二毛作による作付けを推進します。
- ・そばの新品種「みやざき早生かおり」について広報・周知し、導入を推進します。

○ なたね

- ・なたね油の販路の拡大を図るとともに、生産の集団化を推進します。

⑤飼料作物

【現状と課題】

飼料作物の生産は、米の生産調整における主要な転作作物として増加してきましたが、平成 22 年度から導入された「戸別所得補償モデル対策」、さらに 23 年度からの「農業者戸別所得補償制度」により、交付単価の高いWCS用稲の生産が伸びています。

また、口蹄疫の影響により、安全な自給粗飼料への需要が高まっており、今後も飼料作物の作付面積は拡大していくものと考えられています。

本市の温暖な気候を活かし、周年で水田を有効活用する観点から、主食用水稻や飼料用稲など基幹作物の間に二毛作としてソルガム、イタリアンライグラスなどの飼料作物に取り組むことにより、地元産の安全な飼料の確保が期待されています。



飼料用稲のWCS

【5年後の目標】

飼料作物の作付面積 (注)			
(平成 22 年度)	947.8ha	⇒	(平成 28 年度) 1,000ha

(注)二毛作を含む延べ面積。ただし、飼料用稲を除く。

【展開する施策】

生産調整における転作作物として、また地元産の安全・安心な自給粗飼料の確保にむけて、飼料作物の作付けを推進していきます。

- 周年での水田の有効活用により、二毛作での飼料作物の生産を推進します。
- 農業者戸別所得補償制度の水田活用の所得補償交付金を有効に活用します。
- 耕種農家と畜産農家との需要・供給の調整を図っていきます。

2) 園芸作物

①施設野菜

【現状と課題】

冬期に温暖多日照な気象条件を活かして産地が形成されてきましたが、農業従事者の高齢化により担い手が減少し、さらには、農業生産資材の価格高騰などにより、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

これは、農業従事者の高齢化による担い手不足のほか、輸入農産物の増加や重油や生産資材の高騰等により農業所得が上がらないことが原因であり、安全・安心な農産物の生産や生産コストの低減を図っていくことが課題となっています。

【5年後の目標】

施設野菜主要5品目（キュウリ、ピーマン、トマト、メロン、イチゴ）の生産目標

	生産面積	生産量	生産額
平成22年度	446.7ha	36,267 t	12,684 百万円
平成28年度	449.2ha	37,907 t	12,762 百万円

施設野菜主要5品目（キュウリ、ピーマン、トマト、メロン、イチゴ）の単収 5%アップ

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指し、減農薬栽培を推進するとともに、生産コスト低減のために省エネルギー資機材の導入、作業の省力化及び生産力の強化対策、さらには、施設ハウスの長期利活用等への対策に取り組み、施設野菜産地の維持に努めます。

- 減農薬栽培の取組を推進します。
- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 栽培管理方法を再検討し省力化及び生産力強化に取り組みます。
- 施設ハウスのリニューアルなど長期利活用の支援を検討します。



ピーマンの栽培状況

②露地野菜

【現状と課題】

さといも、青果大根、にんじん、しょうが等の根菜類や、漬物大根、千切大根等の加工野菜などが栽培されてきましたが、現在、農業従事者の高齢化が進む中で、土地利用型の露地野菜栽培は農作業の省力化・効率化が図りにくいことや、気象条件により収量・価格が大きく左右され農業所得が不安定なことにより、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

このため、今後とも省力化・効率化を目指した農作業体系及び自然気象災害に強い安定生産技術の確立・普及が課題となっています。また、葉たばこの廃作に伴う多くの休耕地を有効活用するため、露地野菜等への品目転換については喫緊の課題となっています。

【5年後の目標】

根菜類の生産目標 (注1)

	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	361.2ha	9,444 t	1,714 百万円
平成 28 年度	387.0ha	9,993 t	1,888 百万円

(注1) さといも、青果大根、にんじん、しょうが、ごぼう

加工野菜の生産目標 (注2)

	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	636.5ha	9,186 t	1,691 百万円
平成 28 年度	646.0ha	9,340 t	1,772 百万円

(注2) 漬物大根、千切大根

さといもの生産面積目標

(平成 22 年度) 224.3ha ⇒ (平成 28 年度) 245ha

かんしょの生産面積目標

(平成 22 年度) 195.9ha ⇒ (平成 28 年度) 227ha

しょうがの生産面積目標

(平成 22 年度) 21.2ha ⇒ (平成 28 年度) 25ha

にんじんの生産面積目標

(平成 22 年度) 47ha ⇒ (平成 28 年度) 52ha

【展開する施策】

生産者の所得の安定化を目指して、経営規模拡大に向けた農作業の省力化・効率化及び風雨や高温などの気象条件に強い安定生産技術の確立・普及を促進します。

また、葉たばこの廃作に伴う露地野菜への品目転換に対処するため、需要の伸びが期待できる加工・業務用野菜を中心に根菜類(さといも、しょうが、にんじん等)や千切大根などの加工野菜を推進するほか、露地のきゅうり、ピーマンなどについても計画的な生産に取り組み、所得率の高い露地野菜の生産拡大を図ります。



漬物大根の天日干し風景

- 実証展示圃を活用した露地野菜の新たな推進品目の検討及び流通ルート(コマーシャルベースとしての商品化)の検討を進めます。
- 省力化・効率化を目指した農作業体系の確立に努めます。
- 気象条件に左右されにくい安定生産技術の確立を図り普及に努めます。
- 根菜類(さといも、しょうが、にんじん等)や千切大根等の加工・業務用野菜を中心に計画的な生産を支援します。
- 露地野菜の生産資機材の導入を支援します。

③果樹

【現状と課題】

温暖多日照な気候条件を活かして、完熟マンゴーを始め、日向夏、完熟きんかん等多様な果樹栽培が行われています。

現在、温州みかんをはじめとする柑橘類等の生産においては、個人間の格差が顕在化するとともに、農業従事者の高齢化による担い手不足や農業生産資材の価格高騰など生産環境が厳しい状況の中にあつて生産基盤が弱体化しています。

このため、優良品種への転換や減農薬栽培への取組、共同利用機械の導入、生産体制の強化を図るとともに販売促進対策を積極的に実施していくことが課題となっています。



マンゴーの栽培状況

【5年後の目標】

マンゴーの生産目標			
	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	31.2ha	380 t	1,298 百万円
平成 28 年度	33.0ha	528 t	1,320 百万円

日向夏の生産目標			
	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	75.9ha	1,780 t	460 百万円
平成 28 年度	75.0ha	1,950 t	526 百万円

パパイアの生産目標			
	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	2.2ha	41 t	50 百万円
平成 28 年度	4.0ha	80 t	68 百万円

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指し、優良品目・品種への転換や減農薬栽培への取組、ブランド化をはじめとする販売促進対策を積極的に推進するとともに、省力化対策や生産コスト低減のために省エネルギー資機材の導入等に取り組みます。

- 優良品目・品種への転換を支援します。
- 消費宣伝活動を積極的に活用し販売促進対策に取り組みます。
- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 共同利用機械の導入を支援します。

④花き

【現状と課題】

バラ、トルコギキョウなどの切花からコチョウラン、ポインセチアなどの鉢物、パンジー、ペチュニアなどの花壇苗といった幅広い生産が行われています。現在、長引く景気低迷による業務需要の減退、輸入花きの増加、国内他産地との競合の激化及び重油や生産資材の価格高騰など生産環境が厳しい状況にあり、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

このため、消費者ニーズに対応した生産を行うとともに、販売促進対策、生産コストの低減などを図っていくことが課題となっています。

【5年後の目標】

切花の生産目標		
	生産面積	生産額
平成 22 年度	30.6ha	876 百万円
平成 28 年度	32.0ha	950 百万円

洋ラン類（鉢物）の生産目標		
	生産面積	生産額
平成 22 年度	7.1ha	976 百万円
平成 28 年度	7.1ha	1,000 百万円

鉢物・苗物（洋ラン類を除く）の生産目標		
	生産面積	生産額
平成 22 年度	27.7ha	1,050 百万円
平成 28 年度	27.6ha	1,080 百万円

生産額 1 億円以上の品目数		
(平成 22 年度)	7 品目	⇒ (平成 28 年度) 9 品目

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指し、他産地との差別化を図るため優良なオリジナル品種の普及やブランド化をはじめとする販売促進対策を積極的に推進するとともに、環境に配慮した生産管理対策や生産コスト低減のための省エネルギー資機材導入等に取り組みます。

また、優良な宮崎市産の花きを市民や業者にPRすることで、地元での消費を増やし、農業所得の向上を図ります。



デルフィニウムの栽培状況

- 優良なオリジナル品種の普及を推進します。
- 消費宣伝活動を積極的に活用し販売促進対策に取り組みます。
- 病虫害の活動抑制や品質向上が図られる紫外線カットフィルムなどの資機材の導入を支援し、環境に配慮した生産管理対策の普及に努めます。
- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 「花の祭典」、「園芸の祭典」、「街市」などの各種イベントを通じて花の展示及び即売を行い、市民へのPRに取り組みます。

3) 畜産

①肉用牛

【現状と課題】

肉用牛経営は、繁殖生産が大勢を占めており、関係機関と連携した優良系統の導入が盛んに行なわれています。また、JA宮崎中央が中心となって入植施設の建設が相次いでおり、高岡町に西部畜産団地、佐土原町に北部畜産団地が整備され、キャトルステーション(子牛預入施設)も計画が進められています。

また、肥育牛経営については、戸数は少ないものの、優れた飼養管理技術により安全・安心な宮崎牛ブランドの普及促進に大きく貢献しています。

こうした中、子牛価格の伸び悩みや枝肉価格の低迷と併せて、飼料価格の高騰が経営に深刻な影響を及ぼしています。さらに、平成22年4月に発生した口蹄疫からの早期復興が大きな課題となっており、中でも人工授精業務停止の影響を受けた、子牛の出荷時期の偏りの平準化対策が急務となっています。

【5年後の目標】

肉用牛の生産目標			
	飼養農家数	飼養頭数	
平成 22 年度	595 戸	14,803 頭	
平成 28 年度	555 戸	14,900 頭	

平均分娩間隔			
(平成 22 年度)	412 日	⇒	(平成 28 年度) 402 日

【展開する施策】

優良系統牛の地域内保留を継続的に進めるとともに、優良牛の生産技術である受精卵移植の活用により、肉用牛の改良を進めます。

また、良質自給飼料確保のための機械導入や省力化のための機械等の導入を支援し、農家経営の安定を図るとともに、「宮崎中央畜産共進会」や「宮崎県畜産共進会」への奨励等を通じて生産意欲や生産技術の向上を図ります。

さらに、宮崎市家畜伝染病復興対策基金を活用し、口蹄疫からの復興対策を講じます。



西部畜産団地（高岡町小山田）

- 優良牛の保留対策や優良牛生産のための肉用牛の改良を推進します。
- 良質自給飼料の確保や生産技術向上を推進します。
- 飼養管理の徹底や防疫対策を徹底します。
- 口蹄疫発生による子牛出荷時期の偏在化の解消を推進します。

②酪農

【現状と課題】

酪農業は、飲用乳の消費低迷や配合飼料価格の高騰により経営が大きく圧迫されている状況にあり、経営の形態も酪農を専業とする農家は少なく、ほとんどは肉用牛飼育と併せた経営形態となっています。

このため、生産性の向上や地域に根差した牛乳の消費拡大、飼養管理の省力化による生産性の向上など、経営の安定を図る取組が必要となっています。

【5年後の目標】

酪農の生産目標		
	飼養農家数	飼養頭数
平成 22 年度	8 戸	367 頭
平成 28 年度	8 戸	370 頭

受精卵移植実施回数		
(平成 22 年度)	27 回	⇒ (平成 28 年度) 30 回

【展開する施策】

経営の規模や管理方式に応じて、自動給餌機などの新しい飼養管理技術や、作業の外部委託化により生産コストの低減や省力化を推進します。

また、個体ごとの飼料給与や健康管理が必要であるため、牛群検定の実施等により適切な飼養管理や選抜淘汰や更新などの牛群改良を進め、生産性の向上を図ります。



乳牛の飼育状況

- 優良な後継牛の効率的な生産を図るため、性判別精液の利用を推進します。
- 経営安定を図るため、肉用牛の受精卵移植を推進します。
- 牛乳の「地産地消」や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした酪農体験学習や消費拡大イベントの開催を推進します。
- 労働の周年拘束性を緩和するため、酪農ヘルパー組合の利用を推進します。
- 「宮崎中央畜産共進会」や「宮崎県畜産共進会」の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。

③養豚

【現状と課題】

養豚業は、経営規模が比較的小規模な個人経営が主体となっていますが、一部に企業の経営も見られます。

近年、配合飼料価格の継続的な高騰が養豚経営に大きく影響を与えるとともに、都市化の進展に伴い、畜舎周辺環境との調和が継続的な経営の重要な課題となっています。



子豚の飼育状況

【5年後の目標】

養豚の生産目標

	飼養農家数	飼養頭数
平成 22 年度	14 戸	13,568 頭
平成 28 年度	14 戸	13,600 頭

オーエスキー病ステイタス*

(平成 22 年度) ステイタスⅢ ⇒ (平成 28 年度) ステイタスⅣ

* オーエスキー病ステイタス

オーエスキー病とは、豚ヘルペスウィルス1を原因とし、妊娠豚での異常産並びに哺乳豚での神経症状及び高い死亡率を主徴とする家畜伝染病予防法に規定する届出伝染病である。ステイタスとは清浄度の度合いで、清浄度の低いほうからステイタスⅠ→ステイタスⅡ前期→ステイタスⅡ後期→ステイタスⅢ→ステイタスⅣの5段階となっている。

【展開する施策】

周辺環境との調和や畜舎、家畜排せつ物処理施設等の改善を進め、経営の効率化、安定化を支援します。さらに、口蹄疫などの家畜伝染病に対する、自衛防疫の啓発指導を行います。

- 豚肉の「地産地消」や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした消費拡大イベントの開催を推進します。
- 地域の養豚農家からなる協議会組織の活動を支援することで、農家同士の有機的なつながりと情報の共有化を図ります。
- 「宮崎県畜産共進会」等の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。
- 関係機関と連携して、オーエスキー病疾病からの清浄化に向けた取組を進めます。

④養鶏

【現状と課題】

養鶏業では、多くは給餌方法や出荷の形態を組合組織により系統的に取り組んでいる事例ですが、一部では、独自の飼養管理や流通経路を確立して個別の経営に取り組んでいます。

また、経営形態として法人への移行も進んでおり、食肉処理場や加工販売施設を所有し、独自に6次産業化の取組も行われています。

さらに、飼養管理技術の改善と併せて、飼育生産コストの低減と消費・流通ニーズへの対応により、生産性の向上に取り組まれています。

一方、飼料価格の高騰による影響や都市化の進展に伴う鶏舎周辺環境との調和、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策が重要な課題となっています。

【5年後の目標】

養鶏の生産目標		
	飼養農家数	飼養羽数
平成 22 年度	36 戸	1,223,000 羽
平成 28 年度	36 戸	1,223,000 羽

【展開する施策】

周辺環境との調和や高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のための鶏舎や家畜排せつ物処理施設等の改善を進め、経営の効率化、安定化を支援します。

また、関係機関と連携しながら、宮崎の新たな特産品としての「みやざき地頭鶏(じとっこ)」の生産振興を図ります。



みやざき地頭鶏の飼育状況

- 鶏卵や鶏肉、地頭鶏の「地産地消」や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした消費拡大イベントの開催を推進します。
- 地域の養鶏農家からなる「宮崎市養鶏振興協議会」の組織運営を支援することで、養鶏農家の情報の共有化を図ります。
- 高病原性鳥インフルエンザ対策として、自衛防疫の啓発指導を行います。